

## JKF競技規定変更の概要 (2017.4.1より実施)

### 組手競技

#### 第2条-規定の服装

- ・ 競技者の帯の長さは大腿部の3/4を超えないものとする。
- ・ 競技者は2個のゴムバンドを身に着けてよい。(以前は1個)
- ・ 女性コーチはJKFが認定する審判員と同じ宗教上のヘッドウェアを着用しても良い。

#### 第3条-組手競技の構成

3. 棄権により出場資格を失った場合、その種目からの退場となるが、他の種目に出場することは出来る。

#### 第5条-競技時間

- ・ 「後しばらく」は15秒に変更。

#### 第7条-判定基準

- ・ 最初に相手より先に得点する先取(せんしゅ)の利点。
- 2. 全ての競技において、競技終了時点で同点の場合、先取した競技者が勝者となる。

#### 説明

- II. 先取とは、主審の「やめ」の前に相手よりも先に得点することである。その合図前に双方の競技者が得点した場合、先取は与えられず、その後も引き続き双方の競技者には先取の機会が与えられている。

#### 第8条-禁止行為

- ・ 不活動のカテゴリー2違反における記載内容で、「後しばらく」に関する部分を**15秒**に変更。
- 5. 不活動一戦おうとしない(競技終了15秒未満の場合は適用しない)。

#### 説明

1. 相手の頭部を通り過ぎた技は、相手が技をかわした場合もあるため、コントロールされていないとは限らない。

#### 第10条-競技における負傷及び事故

2. 個人戦で先取がなく同点の場合、判定により競技の結果が決定される。団体戦では、先取がない場合、主審が引き分けを宣言する。その後に行われる団体戦代表決定戦でも先取がなく同点の場合は、判定により勝者を決定する。
7. 倒れた、又はノックダウンされた競技者がすぐに立ち上がることができなかった場合、主審は大会ドクターを呼び、秒数を指で示しながらカウントを始める。

#### 第12条-権限及び義務

- ・ 競技進行の秩序を乱す、あるいは従わないコーチ、またはその他の関係者を競技場から排除する主審の権限を明確化。

- XI. 主審の判断で振る舞いの悪いコーチ、競技進行の秩序を乱すと判断した場合、競技場から退場させることができる。又、コーチが従うまで試合を中断することができる。主審の権限は、競技場内の選手を取り巻く人々にも及ぶ。

#### 第13条-競技開始、中断、終了

- ・ 競技者は指定された赤い(又は、異色の)マットの中心から競技を開始する(開始線は使用しない)。
- 2. 審判団は、所定の位置につく。所定のマット中央に位置する競技者間の立礼が交わされた後、主審の「勝負始め」の声と共に競技を始める。

#### 付録3-主審及び副審のためのガイドライン

- ・ 得点されたとき、負傷を装った場合に科せられる罰則を明確化。

##### 過度の接触及び誇張

競技者が過度の接触をうけたように見せかけた場合、審判団は技がコントロールされており、得点基準6項目を満たしていれば得点を与え、その装いにはカテゴリー2のペナルティーを科す。審判団が得点技と判断した際、負傷を装った場合の適切なペナルティーは、失格である。

## 形競技

#### 第1条-形競技場

3. 形競技では、組手競技者の試合開始位置を示す赤の部分の裏返す等により、マットの色を一色にする。

#### 第3条-形競技の構成

- ・ 棄権により出場資格を失った競技者はその種目からの退場となることを明確化。  
(組手競技の第3条と10条同様)

#### 第5条-判定基準

- ・ 他の競技者が演武している間、動き回って副審の気をそらさせる行為は、減点として付け加えられる。

##### ファウル(減点要素)

- g) 相手競技者の演武中、動き回り審判員の注意をそらすこと。

##### 反則

7. 分解演武における頸部への蟹鉗技。

#### 第6条-競技運営

- ・ 棄権により出場資格を失った競技者はその種目からの退場となること明確化。
- 6. 呼び出しがあった際にその場に現れなかった個人又は団体種目の競技者は、棄権とみなされる。その種目のみの棄権であり、他の種目への出場には影響を及ぼさない。

#### 主審の棄権の合図

7. 主審が棄権を告げる場合、棄権した競技者の開始位置を旗で指し、相手の勝ちを合図する。